

令和 6 年度 総合評価落札方式【業務】 評価項目等の見直し概要 (青森県県土整備部 令和 6 年 7 月改訂)

[令和 6 年 7 月 1 日以降入札公告](#)を行う業務から、総合評価落札方式に関する運用の手引きについて、下記のとおり一部見直しのうえ運用しますので、お知らせします。

(1) 改定：「簡易 I 型」の対象を拡大

「簡易 I 型」の適用の対象となる「業務の難易度が比較的高く、県外企業を含む企業が対象として想定される土木関係建設コンサルタント業務（複合業務は除く）」については、設計額 1 千万円以上を対象としていましたが、設計額 5 百万円以上に対象を拡大します。

設計額	土木関係コンサルタント業務			建築関係コンサルタント業務		
	標準型	簡易型 I	簡易型 II	標準型	簡易型 I	簡易型 II
1 千万円以上	○	○	○	○	○	○
5 百万円以上 1 千万円未満	○	○	○	○	○	○

(2) 改定：技術者の手持ち件数を細分化

手持ち件数の評価を細分化（3 段階→5 段階）し、技術点における競争性の向上を図ります。

(3) 改定：入札価格の切上げ処理

過度な積算競争を抑制するため、価格評価点算定にあたり、入札価格の一万円未満を切上げて算定します。

(4) 改定：表彰リストの見直し

表彰実績の対象にインフラ DX 大賞、インフラメンテナンス大賞等を追加します。

(5) 改定：災害活動実績の評価を追加

協定等に基づく災害活動の実績を評価します。併せて、鳥インフル等の防疫業務の実績についても評価対象とします。

(6) その他：新型コロナに係る「継続教育(取得単位)」の暫定措置を廃止します。

※令和 5 年 5 月、新型コロナ第五類へ移行したことによる対応